

GREEN ENERGY NEWS

トピック；

- 特集：GEN一周年シンポジウム及び第4回円卓会議の報告
- 議連の会長 橋本龍太郎氏に！
- 議連WGの報告
- 新刊案内



特集：GEN一周年シンポジウム、

第四回

第

4回自然エネルギー円卓会議とGENの発足1周年を記念するシンポジウムが、7月19日江戸東京博物館(東京・両国)で開催された。2つの会議は休憩をはさんで午後2時から9時までと長時間に及んだが、200人弱がかけつけた。

午後2時から4時30分まで開かれた自然エネルギー円卓会議では、今後の自然エネルギーからの電力を買い取る制度設計に関するものが論点となった。つまり「買取り約款」をもとにした、自然エネルギー発電への購入価格補助である「自然エネルギー発電促進法案」、電力会社が提案している大型風力発電へ入札制度、そして通産省の検討が報道されている「グリーン証書」制度の3種類の購入制度についてだ。



アンドレアス・ワグナー氏

佐藤由美氏
撮影

当日はドイツ風力発電協会会長のアンドレアス・ワグナー氏も議論に加わり、購入価格補助のスキームに近い「買取り法」によりドイツの風力発電は拡大したことを述べ、促進法のように国民の幅広い負担により自然エネルギーを拡大すべきだと主張した。

また午後6時からのGEN1周年記念シンポジウムは当日発売された『2010年自然エネルギー宣言』(七つ森書館)に基づき、3部構成でおこなわれた。まず藤井石根さん(太陽光発電・明治大学教授)、熊崎實さん(バイオマス・筑波大学名誉

目次：

特集：GEN1周年シンポジウム、第4回円卓会議報告	1
「新エネ促進儀連」会長に 橋本龍太郎氏	2
議連WG、通産、電事連からのヒヤリング	2
通産省の論点とGENの反論	3
新刊のおしらせ	4
環境エネルギー政策所発足	4

教授)、牛山泉さん(風力発電・足利工業大)から、2010年までに1次エネルギー総供給で自然エネルギーがしめる割合を10%に示る可能性について話された。次にワグナーさんからドイツを中心とした風力発電についてプレゼンがあり、最後に国會議員も交えたパネル・ディスカッションが行われた。



「自然エネルギー促進議連」 新会長に橋本龍太郎氏

超党

派の「自然エネルギー促進議員連盟」は8月3日の総会で、6月の総選挙で落選した自民党の愛知和男氏の後任に、橋本龍太郎元首相を新会長に選出した。また、平沼通産大臣の参加など自民党内の

実力者も新たに参加する。臨時国会開始後、初の議連総会を9月29日に開催する。この総会では佐和隆光氏(京都大学経済学部教授)による基調講演「COP6と自然エネルギーの可能性と課題」もなされる予定だ。選挙をはさみ停滞気味



議連総会にて:
橋本氏と佐和教授

であった議連の活動も動き出し、今国会での自然エネルギー発電促進法の成立をめざしてはずみをつけたい。

議連ワーキング・グループ、通産省、電事連からヒヤリング

「自然エネルギー促進議連」の法制化検討ワーキング・グループは、8月8日に通産省から、29日には電気事業連合会から促進法についてのヒヤリングをおこなった。

通産省からは促進法に関わる論点として7つが提示された。例えば促進法が対象とする自然エネルギーが通産省の「新エネルギー」と定義が違う「対象となるエネルギー源について」。規制緩和という流れの中で、一般電気事業者も新規参入者と激しい競争にさらされるので、両者にイコール・フィッティングが必要であり、促進法で一般電気事業者のみに努力義務を課すことについては如何なものか。また、促進法のように発電量に関する補助は、市場メカニズムを使用したもの(例えばイギリスの入札制度など)より費用対効果が低いのではないか、などがあがった。

中でも当日最も大きな論点になったのは、「一般電気事業者に対する補助と財政負担規模について」だ。年間数千億の規模もありうるが、そうすると電促税を増税することにもなる。自然エネルギー増加には国民のコンセンサスがあることを認めるが、増税になってまで自然エネルギーを支えるコンセンサスあるのか、というものだ(3ページ表参照)。

29日に開催された電事連との会合では、電力会社が今秋から実施するグリーン電力制度と大型風力発電への入札制度という併用制度が大きな論点となった。この制度は、(1)一般消費者と企業向けの2つのスキームを用意し、(2)一般消費者向けには各区域の運用主体が拠出金を集めるとともに、発電事業者等に対する助成を行う、(3)企業向けのスキームでは風力発電の導入希望企業と風力発電事業者を仲介する風力発電受託会社を設立し、企業が支払うプレミアムをもとに事業者が風力発電事業を再検討するとともに、企業に対して風力発電実績をもとにした発電証書の発行をおこなう、(4)風力発電からの電力購入制度を一部合理化し、発電コスト低減が見られる大規模風力プロジェクトに関しては入札制度を導入する、(5)風力発電については北海道電力が13年度までに15万kW導入を決定済み。東北電力も13年度から3年間で30万kW程度を目安に導入予定。両者の導入規模で既に「長期エネルギー需給見通し」の2010年度の目標値30万kWをクリアする、というものだ。

「民間の自主的な取り組みを促すインセンティブで、投資の費用対効果もある。国による強制的なものでなく、民間の創意工夫に頼るべきという考えに基づいている」「促進法はグリーン電力制度の効果をみてからでも良いのでは」(海部電事連事務局長)と訴えた。

しかし、「民間に任せる部分だけでは普及しない。そこをやるのが促進法。我々の取り組みも民間の草の根からはじまっている」(加藤修一議連事務局長)、「グリーン電力は支持するし、促進法とも合う、だが電事連のグリーン電力と入札制度を抱き合わせるスキームは、コロモの下にヨロイが隠れているようなもので、厳密に区別すべき。促進法と競争入札では自然エネルギー普及の速さがまったく違う」(飯田哲也GEN代表)と反論が相次いだ。

表 通産省があげた「自然エネルギー発電促進法」に関する論点とGENの反論

通産省	GENの反論
論点1 「新エネ法等の現行法との関係について」 ・促進法に新エネ導入目標を定めるとあるが、代替エネルギー法に石油代替エネルギーの供給目標の内訳として既に定められている。	・基本的に法制局にて各法間との調整を行うことを期待するが、本質的な問題ではないと考える。
論点2 「対象となるエネルギー源について」 ・新エネ法は主に太陽光発電、風力発電を対象にしているが、促進法ではバイオマスや小水力も含まれる。	・基本的に国会および新設される「自然エネルギー発電審議会」が決定することであり、新エネ部会での論点を待つ必要はない。
論点3 「一般電気事業者のみに努力義務を課すことについて」 ・規制緩和という流れの中で、一般電気事業者も新規参入者と激しい競争にさらされる。両者にイコール・フィッティングが必要。 ・仮に一般電気事業者にだけ努力義務を課すと、IPPのうち、石炭等を用いて安価に発電できるものが相対的に有利になり、結果的に二酸化炭素排出が増加する。	・「一般電気事業者のみに(買い取りの)努力義務を課す」のは一般電気事業者が自然エネルギー発電の促進に不可欠な送配電網を独占的に所有・管理しているからである。 ・ただし、「自然エネルギーの発電・供給の努力義務」については、特定規模電気事業者も等しく責任を負うべきものとする。
論点4 「一般電気事業者が策定・届出する自然エネルギー発電促進供給計画、買取約款に対して国が変更勧告・命令をおこなうことについて」 ・まず促進法案での変更勧告は一般電気事業者に対しての事実上の買取義務であることが問題。次に行政裁量が増えることが行革の中でよいのか。また電力の個別中身まで約款で管理しても良いのか、という問題も有る。	・買い取り約款は、再生可能エネルギー源への転換に関して、その市場参入を積極化するために、公益性の高い送電網への接続ルールを定めることを求めたもので、自由化の流れと何ら矛盾しない。 ・従来のような過剰な行政裁量を削減していくことは必要であると考えており、そのために、紛争処理的な色彩の濃い3者構成となっている「自然エネルギー発電審議会」が新設されるのである。
論点5 「一般電気事業者に対する補助と財政負担規模について」 ・試算にもよるが年間数千億もありうる。 そうなると電促税を増税することにもなる。自然エネルギー増加には国民のコンセンサスがあることを認めるが、増税になってまで自然エネルギーを支えるコンセンサスあるのか。また、促進法は費用対効果が別の手段に比べ相対的に低いのではない。	・新エネ部会での電事連資料は2010年での試算だが、促進法は2005年までの時限的法律を念頭に入れている。電事連の試算は目標年が違う上に、根拠も不明。比較すべきでない。 GENの試算では、1000億円程度である。 ・現在の電促税の使途に関して、どれだけの国民的なコンセンサスがあるのか？それらを公開した上で議論すべきではないか。 ・現在、通産省が行っている「総額に対して一律の初期の補助金」と「購入価格補助」とを比較して、費用対効果を議論すべきである。パフォーマンスの向上がそのまま利益につながる「購入価格補助」の方が、費用対効果が優れている。 ・その上で「固定価格制」「競争入札制」「RPS(クォータ制)」の比較となるが、日本のように、まだ自然エネルギー市場もろくに形成されていない未熟な市場であれば、普及に最も効果のある「固定価格制」を導入することが、産業形成や地域社会からの期待に応えるためにももっとも適切であるとする。
論点6 「自然エネルギー発電審議会について」 ・自然エネルギーは総合エネルギー政策に位置付けられており、そのために総合エネルギー調査会が設置してある。自然エネルギー発電審議会は総合エネルギー調査会と類似の役割を担うと考えられ、重複する。必要あるのか	・役割がまったく異なるので並立しても何ら問題はない。最近の総合エネルギー調査会の運営を見ると、総合エネルギー調査会の役割が終わっていると見るべきではないか。

新刊案内

GENでは『光と風と森が拓く未来』につづく第2弾ブックレットとして『2010年自然エネルギー宣言』を出版しました。自然エネルギーに関する日本の最新の状況とともに我々GENの活動に関する詳しい情報が掲載されてます。

『2010年自然エネルギー宣言』（自然エネルギー促進法）推進ネットワーク編 1,000円
申込先

Mail: gen@jca.apc.org 03(5366)1186



目次

- 第1章：
「2010年自然エネルギー10%戦略」
- 第2章：
導入拡大のための政策ツール
- 第3章：普及拡大の技術課題
- 第4章：初期導入のキャンペーン

補章

- 補-1 未来エネルギー
- 補-2 「自然エネルギー促進議員連盟」のこれまで
- 補-3 自然エネルギー促進法案要綱
- 補-4 ドイツ新しい自然エネルギー促進法

ホームページを新しくしました。
最新の情報を早く掲載したいと思います。
[Http://www.jca.apc.org/~gen/](http://www.jca.apc.org/~gen/)

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

東京都新宿区四ツ谷1-21 戸田ビル4F

TEL:03(5366)1186 FAX:03(3358)5359

Mail :gen@jca.apc.org

URL:<http://www.jca.apc.org/~gen/>

環境エネルギー政策研究所発足

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。皆さまには、「自然エネルギー促進法 - GEN」推進ネットワークの活動を支えていただき、いつも大変お世話になっております。

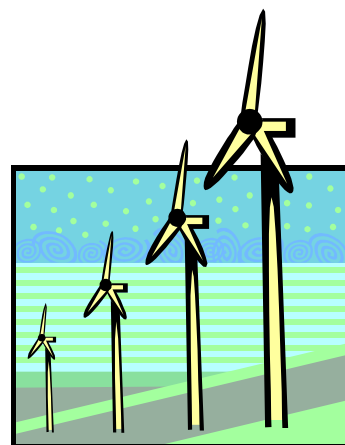
この度、エネルギー政策に関する新しい非営利組織「環境エネルギー政策研究所」(Institute for Sustainable Energy Policies, ISEP)を発足いたしましたので、ご報告いたします。

環境エネルギー政策研究所は、自然エネルギー、省エネルギー、電力自由化の各分野において、政策研究・政策提言、情報収集・情報提供、海外や国

内の各団体とのネットワーキングなどの活動を行っていきたいと考えております。「自然エネルギー促進法」成立を目的に作られたネットワークGENとは明確に役割を分担しつつ、しかし、密接に協力しながら活動を進めていく所存です。今後とも皆さまのご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

所長： 飯田 哲也
副所長： 大林 ミカ
TEL:03-5366-1018
FAX: 03-3358-5359
〒160-0004
東京都新宿区四谷1-21
戸田ビル4F



編集後記

今回は、新しい事務局メンバーを迎えて共同でがんばりました(あり)

飛田です。宜しくお願いします。(ひだ)
Aくんはヨーロッパに出張中です。